

令和7年度鳥取県立特別支援学校会計年度任用職員(就労・定着支援員) 採用試験募集要項

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

〒 689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕 1 9 5 7 — 1

電話 : (0858) 55-6477 ファクシミリ : (0858) 55-6466 <https://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>

1 募集内容等

募集する職及び 採用予定者数	会計年度任用職員（就労・定着支援員） 1名
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで （従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、採用された日から5年を超えない範囲内において、任用期間が更新されることがあります。（最長令和12年3月31日まで））
受験資格	（1）年齢、性別を問いません。 （2）企業等で障がい者の就労支援に関する実務経験があること又は企業等で人事管理等の実務経験があること。 （3）自家用車を有し、自ら運転して出張業務に従事できること。 （4）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に該当する者（次のいずれかに該当する者）は受験できません。 ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （5）日本国籍を有しない者については、活動に制限のない在留の資格を取得している者又は採用予定日前日までにこの資格を取得する見込みの者に限り受験できます。
職務内容	生徒の職場定着支援のため、次のア～カに掲げる業務に従事します。 ア 就職内定生徒の実習等に係る支援 イ 就職(予定)先企業との連携会議の調整 ウ 就職後の企業訪問による職場定着支援 エ 関係機関（障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等）との連携 オ 業務日誌の作成・報告 カ その他学校長が必要と認めた業務
勤務場所	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（東伯郡琴浦町大字赤碕 1 9 5 7 — 1）

2 申込書受付期間・試験日等

受 付 期 間	令和7年1月27日（月）から令和7年2月20日（木）まで ◎持参、郵送のどちらでも申込みができます。 ◎持参による場合の受付時間 平日の午前9時から午後5時30分まで ◎定員に達した場合は受付期間中であっても募集を取りやめる場合があります。
試 験 日 時	面接試験 令和7年2月28日（金） 午後2時から
試 験 会 場	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校（東伯郡琴浦町大字赤碕1957-1）
合 格 者 発 表 日	採用試験から5日以内 ※申込者に別途連絡します

3 試験内容

試 験 種 目	内 容
書面資格審査	申込書類により、受験資格に合致しているかどうかを審査します。
面 接 試 験	個人面接による口述試験

4 勤務条件（予定）

勤 務 日 び 間 及 勤 務 時 間	○1週間あたり30時間（休憩を除く） ・午前9時から午後5時30分までの間で学校が指定する時間（うち休憩：45分） ・具体的な勤務の割り振りは協議の上決定する。
給 与	○時間報酬 2,050円 ※上記金額は、現段階における予定額です。 採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 （以下の項目も同様） ○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2.21月分（6月期：1.105月分、12月期1.105月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合 6月期：100分の30、12月期：100分の100） ○勤勉手当 ※勤務成績に応じて支給します。 ○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。
福 利	健康保険（公立学校共済組合）、厚生年金保険（年金機構）、雇用保険、労働者災害補償保険の対象となります。※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 ○年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 ○特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。

5 受験申込手続等

提出書類等	下記の書類を提出期限までに郵送・御持参ください。 ①採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 ②経歴調書 1部 ③試験結果通知用封筒 1通（長形3号(12cm×23.5cm)を使用し、送付先の郵便番号、住所、宛名（「～様」と記すこと）を明記し、110円切手を貼ったもの）
申込み先	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 事務室 〒689-2501 東伯郡琴浦町大字赤碕1957-1 電話(0858)55-6477 [郵送で申し込む場合] 封筒の表に赤字で「就労・定着支援員採用試験申込書」と書いてください。 なお、郵送の際、簡易書留による郵送が確実です。その際、郵便局で受領される交付証は、大切に保管しておいてください。
その他	受験票は交付しません。面接日・時間は、変更があれば前日までに電話でお伝えします。 「2 申込書受付期間・試験日等」の試験日時の10分前までに、琴の浦高等特別支援学校事務室においでください。

※配慮が必要な方は、会場準備等の都合がありますので、採用試験申込書の該当欄にその旨記入してください。

※提出された書類は、試験終了後も返還しませんのであらかじめ御承知ください。

【採用試験申込書の記載について】

※ホームページから印刷する場合は、必ず両面印刷をして提出してください。

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の「受付番号」欄を除くすべての欄に正確に記入してください。
- 3 「現住所」欄は、棟、号室まで正確に記入してください。
- 4 「電話番号」欄は、採用する際等に電話により連絡を行いますので、携帯電話をお持ちの場合には、必ずその電話番号も記入してください。
- 5 「最終学歴」欄には、最終学歴（学校名及び学部・学科・課程名等）を記入してください。（専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。）
- 6 「県での勤務経験」及び「職歴」欄は、該当する番号又は項目を「○」で囲んでください。

6 合格者の決定方法

面接試験の結果並びに提出された書類により、合格者を決定します。

なお、面接試験の得点が一定の水準を満たさない場合は、不合格とします。

7 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書で通知します。

なお、合格者の辞退等により欠員が生じた場合には、追加合格者を決定することがあり、当該合格者へは電話連絡の上文書で通知します。

8 試験結果の開示

試験結果を通知する文書において、各受験者の面接試験の得点を開示します。

9 試験に関する注意事項

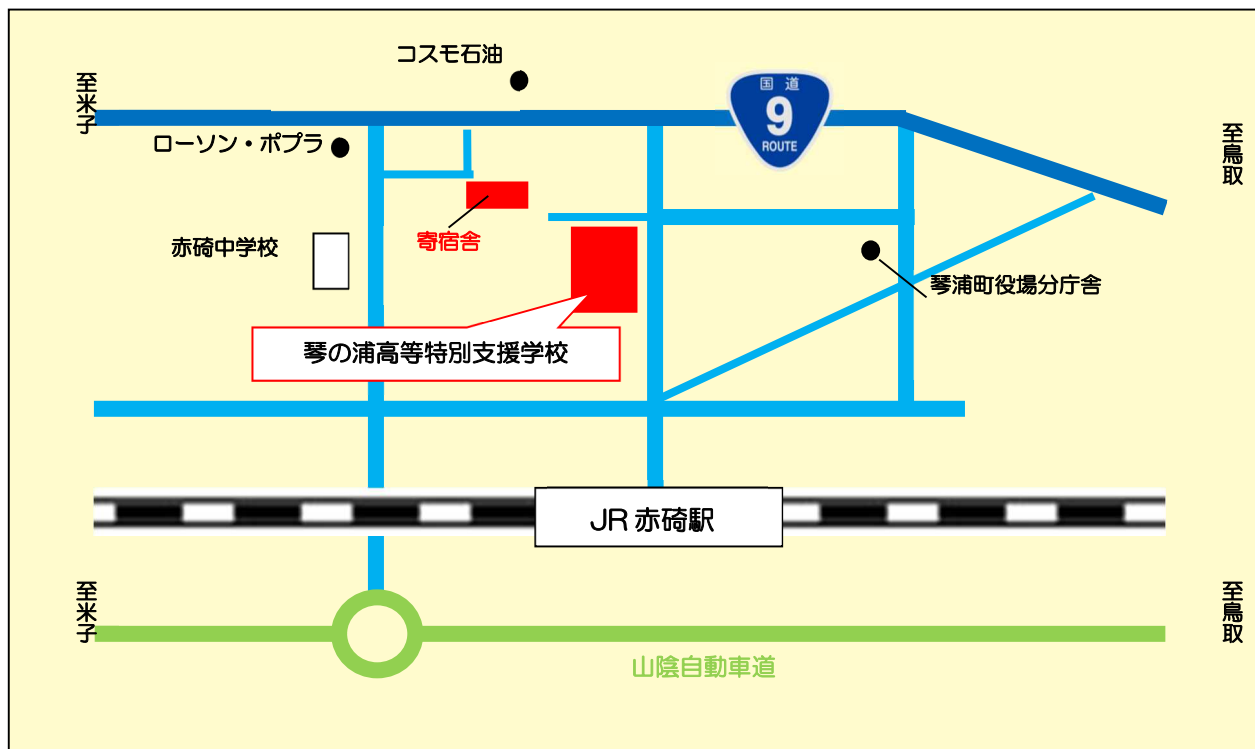
- (1) 試験当日は、試験時刻の10分前までに琴の浦高等特別支援学校事務室においでください。集合時刻に遅れた場合は原則受験できません。
- (2) 琴の浦高等特別支援学校敷地内は全面禁煙です。
- (3) 琴の浦高等特別支援学校については、ホームページを御覧ください。

URL : <https://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/>

10 個人情報の取扱い

本試験に関して収集する個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

11 受験会場案内図



《アクセス》

JR の場合: JR 山陰本線「赤碓駅」下車徒歩5分

車の場合:

山陰自動車道(東伯・中山道路)から「琴浦船上山 IC」を降りて「赤碓駅」方面へ進み、赤碓駅前を北へ300m